

秋田県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月19日

秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
副広域連合長 齊藤滋宣

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。」を「前項第3号の規定に準じて計算することができる。」に改め、同条第3項中「郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で」を「その証明の基準となる点で、」に改め、同条第1項第3号を次のように改める。

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

附 則

この規則は、公布の日から施行する。